

「ものづくり補助金」の事業推進に必要な人材の雇い入れを支援する制度が創設されました
産業雇用安定助成金「産業連携人材確保等支援コース」のご案内

厚生労働省の産業雇用安定助成金に、「ものづくり補助金」の事業推進に必要な人材を新たに雇い入れた場合に、その賃金の一部を助成する制度が創設されました。

対象になるのは「ものづくり補助金」の「製品・サービス高付加価値化枠」(18次締切で公募)の交付決定を受けた中小企業等で、補助事業を推進するために新たに雇い入れた人材の1年分の賃金について**250万円(中小企業の場合)の定額助成**が受けられます。

詳しい内容については、厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。 



産業雇用安定助成金「産業連携人材確保等支援コース」

対象事業主	<p>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)の製品・サービス高付加価値化枠の交付決定を受けた次の要件を満たす事業主</p> <p>① 令和5年11月29日以降に事業計画書の申請(事業計画書の「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載する必要があります)を行っていること</p> <p>② 事業計画書の申請を行った月の前月から遡る3か月間の生産指標が前年同期に比べ10%以上減少していること</p> <p>※ このほかに、基準期間内に労働者の解雇等がないことや、派遣労働者数が一定数以上減少していないこと(派遣労働者を受け入れている場合)などの要件があります</p>
対象経費	<p>補助事業を推進するために新たに雇い入れた次の要件を満たす人材の賃金</p> <p>① (a) 専門的な知識や技術が必要な企画・立案、指導の業務に従事する者、または (b) 部下の指揮・監督業務に従事する係長相当職以上の者</p> <p>② 1年間に350万円以上の賃金(残業手当や賞与等は含まれません)が支払われる無期雇用労働者(パートタイムは除きます)</p> <p>※ 雇い入れる人材は雇用保険の被保険者である必要があります</p>
助成額等	<p>中小企業:250万円/人(125万円×2期) 中小企業以外:180万円/人(90万円×2期) (助成期間1年間(半期ごとに受給できます)、最大5人まで)</p>

お問い合わせ先

北海道労働局

職業安定部 職業対策課分室 (雇用助成金さっぽろセンター)

産業雇用安定助成金班 福迫/相沢/大川

電話 080-8283-7730/080-8283-7731/080-8282-7979